

モジュール11

## 家庭から分離された子どもへの対応

モジュール11

このモジュールでは、施設への入所や里親への委託により、家庭から分離された子どもへの対応について取り扱うこととします。

特に、児童養護施設については、近年、入所児童のかなりの部分を被虐待児が占めるようになっており、虐待により受けたさまざまなダメージの回復等に向けたサポートが、施設運営上の重要な課題ともなっています。

さらに、児童養護施設に入所した学齢期の子どもは、基本的に校区内の小・中学校に通学しており、校区内に施設のある小・中学校においても、同じ課題を共有するところとなっています。

こうした状況を踏まえ、このモジュールでは、児童養護施設と学校との連携に関する事項を中心に、さまざまな実践事例等を通じて学んでいただくこととしました。

## 家庭からの分離に関する児童福祉法上の措置

### ○ 一時保護による子どもの安全確保

～ 虐待の通告を受け、緊急度が高いと判定された場合において、児童相談所長又は都道府県知事による措置の決定がなされるまでの間、子どもを一時的に保護

※ 必要な場合には、保護者の同意なしに職権により一時保護することも可能

～ 児童相談所が所内の一時保護所に保護するケースのほか、他の機関や法人・私人に委託して一時保護が委託されるケースもあり

### ○ 長期にわたる家庭からの分離

\* 一時保護した子どもについて総合的な判定を行った結果、家庭に戻ることが適当でないと判断された場合

→ 児童養護施設等の施設への入所措置

又は

→ 里親等への委託

モジュール11

#### （家庭からの分離に関する児童福祉法上の措置）

家庭から分離された子どもへの対応についての研修をスタートするに当たり、まずはじめに、虐待を受けた子どもが、どのような経緯を経て家庭から引き離されることになるのかについて、押さえておきましょう。

児童福祉法では、虐待を受けた子ども等について、児童相談所長の報告と都道府県知事の決定により、家庭以外の場所で子どもを養育する措置をとることを可能にしています。

#### （一時保護による子どもの安全確保）

児童相談所は、虐待の通告又は市町村等からの案件送致を受けると、緊急判定会議（緊急受理会議）を開き当面の方針について協議するとともに、必要に応じ近隣住民や学校、児童福祉施設の職員等の協力も得て、職員が子どもの安全確認を行います。情報をもとにケースの緊急度がどの程度かについて判定がなされ、緊急度が低いとみなされれば、基本的には在宅の状態、地域の関係機関と連携を取りながら対応していくことになります。

一方、緊急度が高いと判断された場合には、児童相談所長又は都道府県知事による措置が決まるまでの間、子どもを一時的に家庭から分離して保護することになります。その後の対応のしやすさを考えれば、一時保護を行う際には、保護者の同意をとることが望ましいのですが、緊急度がきわめて高く、保護者の同意が得られない場合には職権で保護をすることもあります。

一時保護については、児童相談所内の一時保護所に保護するケースが一般的ですが、警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適当な者（機関、法人、私人）に保護が委託される場合もあります。

#### （長期にわたる家庭からの分離）

一時保護の期間中に子どもに関する総合的な判定が行われます。たいていの場合、これと同時に家庭への指導も行われます。その結果、もう一度家庭で養育しながら経過を見ていこうということになれば子どもは家庭に戻ります。

しかし、家庭に戻ることがどうしても適切ではないと判断された場合には、子どもは長期間にわたって家庭から分離されることになります。そのとき、子どもの生活の受け皿になるのが、児童養護施設等の児童福祉施設、又は里親等ということになります。

## 児童福祉施設と学校教育(義務教育)

### ○ 児童養護施設・里親等委託

- 施設や里親等の家のある校区等の学校に通学

### ○ 児童自立支援施設

- 原則として、施設内分校・分教室 又は 地域の学校へ通学
  - ※ 実態として、学校教育の実施は、分校・分教室によるものがほとんど
- 当分の間、施設による教科指導での代替も可

### ○ 情緒障害児短期治療施設

- 一般的に、施設内学級に就学

※ 一時保護所に入所中の児童生徒の学習

モジュール11

#### (児童福祉施設と学校教育)

虐待を理由に家庭から分離することが適当と判定された子どもは、それぞれの子どもの実情等に応じて、児童養護施設や児童自立支援施設、障害種別の施設へ入所、又は里親等へ委託が行われることとなります。

こうした子どもたちが学齢期にある場合に、学校への就学はどのように行われているのでしょうか。

#### (児童養護施設入所・里親等委託の場合)

まず、児童養護施設へ入所した子どもや里親等へ委託された子どもの場合、施設職員や里親等が家族の代わりになり、施設や里親等の家で生活することとなるほかは、基本的に、通常の児童生徒の就学と同じ扱いであり、施設等が所在する市町村の教育委員会から就学校の指定を受け、校区等の学校に通学することとなります。

すなわち、その子の住所地は、施設等の所在地に移りますので、もとい学校からは転校して、新しい学校で学ぶこととなるのが通常です。

#### (児童自立支援施設)

次に、児童自立支援施設に入所した子どもについては、原則として、学校教育(義務教育)を実施することとされています。学校教育の実施の方法は、児童自立支援施設が所在する市町村の教育委員会が判断することとなります。実施の方法としては、地域の小・中学校への通学、施設内の分校・分教室の設置等の方法が考えられますが、実際には、施設内分校・分教室による方法が大半となっています。

なお、分校・分教室の設置が進むまでの間、児童自立支援施設自身が学校教育に準ずる教科指導を行えることとされています。

#### (情緒障害児短期治療施設)

各障害種別の児童福祉施設の中でも、情緒障害児短期治療施設は、近年、その入所児童のかなりの部分を、被虐待児が占めるようになってます。情緒障害児短期治療施設については、歴史的に、小・中学校の情緒障害特殊学級(特別支援学級)や養護学校(特別支援学校)の施設内学級が併設されてきた経緯があり、この施設に入所した子どもは、一般的に施設内で学校教育を受けることとなっています。

#### (一時保護)

なお、児童相談所や都道府県知事による措置が決定されるまでの間、児童相談所の中などに設けられた一時保護所に保護されている子どももいます。一時保護は、正式な措置が決まるまでの経過的な措置もあり、この間の児童生徒については、通常、転校等の措置もとられません。

一方、特に、保護者の意に反して一時保護されたようなケースでは、子どもは、虐待する保護者から避難してきている状況にもあります。このため、一時保護所では、その子の安全を確保するためにも、保護期間中の子どもを学校に通学させず、保護所内で、職員による学習指導を行うこととするのが通常となっています。

一時保護された子どもの保護期間は、近年、長期化の傾向にあり、長期にわたり学校に通学できないままとなっている子どもも少なくありません。これらの子どもの学習については、施設と学校・教育委員会が連携して、適切な支援等を行っていくことが重要です。

# 児童養護施設とは

## 児童養護施設

(児童福祉法第41条)

乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童  
その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、  
あわせてその自立を支援することを目的とする施設  
《全国に559カ所 約3万人[平成18年現在]》

### ※ 入所児童等の実態の変化

- 主な入所理由は、「孤児・貧困」から「家庭養育の不適切さ」へ
- 施設によっては、慢性的にほぼ満員状態

### ※ 校区等の学校への通学という原則

- 入所児童の実態の変化に伴い、施設と学校との関係にもさまざまな課題

モジュール11

### (児童養護施設とは)

児童養護施設は、原則として乳児を除き、保護者のいない児童、虐待されている児童等を入所させ、保護者に代わって、その子どもの養護（養育）を行う施設です。平成18年10月現在、全国に559カ所あり、約3万人の子どもが入所しています。

### (入所児童等の実態の変化)

児童養護施設は、もともと貧困や戦災孤児といった両親のいない子どもたちの生活の場とされてきました。しかし、社会情勢の変化によって、入所の理由は大きく変わり、当然ながら入所する子どもの実態も変わってきました。現在では、たとえ両親が揃っていたとしても、家庭での養育を続けることが子どもにとって著しく不適切だと考えられる子どもたちが大半を占めるようになってきています。それはすなわち、虐待を受けた子どもたちが多くなるということでもあります。現在では、児童養護施設に入所している子どもの相当割合が虐待を入所理由にしており、発達障害のある子どもたちも少なくありません。

また、全般的にも、保護を要する子どもの数は増えており、施設によっては、慢性的にほぼ満員の状態に置かれています。

### (校区等の学校への通学という原則)

児童養護施設に入所する子どもは、校区等の学校に通学することが原則です。校区内に児童養護施設のある学校では、虐待を受けた子どもを含め、施設の子どもたちを常に受け入れている状態にあります。入所する子どもの実態の変化に伴って、児童養護施設と学校との関係にもさまざまな課題が生じてきています。

## 児童養護施設と学校との連携

### ○異なる機関が連携を進めていく上では課題も多い

〈例〉勤務形態の違い; 学校が子どもを預かる間、施設職員は勤務外  
(休憩)

### ○施設側からも、学校の理解と協力を得るために努力

- \* 地域への啓発
- \* PTA活動への協力
- \* 職員交流                      など

※ 連携ははまだ「個人に依存」の段階

モジュール11

### (児童養護施設と学校との連携)

このように考えてくると、児童養護施設と学校との連携は、きわめて日常的な問題であることを理解していただけたらと思います。

他方、異なる機関が連携を進めていく際には、さまざまな課題もあります。

#### (勤務形態の違い)

一例を挙げれば、施設と学校の勤務形態が違うといったこともあります。施設も学校も、ともに子どもを預かる機関ですが、施設は生活サービスを、学校は教育を提供します。施設の職員が休む時間は、教職員が勤務し子どもを預かっている時間ということになります。

#### (施設側からの連携努力)

施設の側でも、学校の理解と協力を得るためにさまざまな努力をしています。地域の行事に積極的に参加したり、広報活動をすることで施設への理解と啓発に勤めているところも数多くあります。PTA活動への協力も積極的に行っています。職員同士の交流の機会を設けているところも少なくありません。

しかしながら、施設と学校の連携は、まだ個々人に依存している段階です。学校側からすれば、「子どもを担当している施設職員によって全然違う」という印象になりますし、施設側からすれば「担任や学校長が替わると対応が全然変わったり、一からやり直しになる」という発想になるのです。

## 《事例；相互の連携》

### 日常的な連絡・定期的な情報交換

- 子どもについて急な用件が発生した場合など、日常的に連絡
- 必要に応じ、相互の教員・職員が参加しての情報連絡会を開催

〔情報交換会の一般的な例〕

【会場】 学校又は児童養護施設の構内

※ 学校と施設で交代に開催し、施設設備の状況や現場の雰囲気  
を相互に体感するケースも

【開催頻度】 定期的で開催(各学期1回、各月1回など)、又は随時開催(問題行動  
など解決しなければならない課題が発生した場合等)

【内容】 それぞれの方針等を説明、子どもの様子について情報交換

【参加者】 学校側； 管理職、担任その他の教員等

施設側； 施設長、担当職員等

※ 年度当初には顔合わせのため全員出席とするケースも

モジュール11

#### (事例；学校・施設相互の連携の事例)

一方、学校側でも、施設との連携を模索して組織的な試みをしている事例もあります。いくつかの教育委員会の事例を紹介しましょう。

#### (日常的な連絡・定期的な情報交換)

学校と児童養護施設との連携の形として、最も一般的・平常的に行われているのが、教員・職員間の連絡や情報交換です。

日常的な連絡としては、欠席する場合や帰宅が遅れる場合など、子どもについて急な用件が発生した場合等に行われます。

また、学校側が施設を訪問したり、施設側が学校を訪問したりして、連絡や情報交換のための会議も行われています。お互いの施設設備の状況や指導・養育の現場の雰囲気等を理解し合うために、会場を交替しながら行っている場合もあります。

会議は、定期的に行っている場合と随時開催している場合があります。定期的な実施は、学期1回程度としているところが多いようですが、より頻繁に月1回程度開催しているようなところもあります。複数の学年にわたる問題行動など、その都度解決しなければならない課題が発生した場合には、臨時の会議を開催しているケースもあります。

学校側では管理職や担任その他の教員等が、児童養護施設側では施設長や担当職員等が出席しています。

年度当初には、双方の全教員・職員で顔合わせを兼ねて開催している場合もあります。

会議では、学校と施設がそれぞれの方針等を説明したり、子どもの様子について情報交換し合ったりしています。

## 学校・施設における情報交換会等の実践 【具体的な実践例】

<事例1>年2回（5月、8月）、管理職及び関係学級担任が児童養護施設を訪問し、子どもの生活の様子などについて、施設職員と情報交換し合っている。

<事例2>児童養護施設職員が、年間3回程度学校を訪問し、学校の管理職や担任等と子どもの生活や学習の様子について、話し合いの機会をもっている。

<事例3>1学期と3学期は学校を会場に、2学期は児童養護施設を会場にして、一人一人の子どもについて、学校、施設の全職員で情報交換を行い、指導に役立てている。

<事例4>日々のできごとを随時連絡し合っている。また、施設長がたびたび来校するなどして、情報交換を行っている。

モジュール11

### （学校・施設における情報交換会等の実践）

日常的な連絡や定期的な情報交換は、関係機関の連携において最も基本となる取組の1つです。学校・児童養護施設においても、これらの取組を適切に実施していくことで、相互の現場の雰囲気を知り、課題を共有して、子どもへの支援の改善を図る上で、大きな効果を挙げられるものと期待できます。

情報交換会等の取組を実践するに当たり、その回数や会場の設定のしかた、参加する職員・教員の組み合わせなどについては、さまざまな方法が考えられます。上の事例1～4は、学校・児童養護施設において実際に行われている情報交換会等の例です。

各学校・児童養護施設では、それぞれの実情に応じた適切な方法を協議し、協力し合って、連絡・情報交換の充実を図っていくことが重要です。

## 《事例；相互の連携》

### 機会を捉えた相互訪問や行事への参加

#### ○ 行事の機会を捉えた訪問・行事参加

- \* 学校の行事；運動会、作品展、授業参観、個別面談 など
- \* 施設の行事；納涼祭、クリスマス会、こども祭り など

#### ○ 教職員の転入当初における施設訪問

モジュール11

#### (事例； 機会を捉えた相互訪問や行事への参加)

次に、学校・児童養護施設の教員・職員が、さまざまな行事等の機会を捉えて、相互に訪問し、行事に参加するなどの取組を進めている事例について見てみましょう。

##### (行事への参加)

例えば、行事などの機会に、それぞれの学校や施設を訪問し、子どもの活動の様子を参観したり、子どもと共に活動したりしています。学校行事では、運動会や作品展、授業参観や懇談会等へ施設職員が出席している例があります。家庭訪問の機会に教員が施設を訪問したり、個別面談の時に施設職員が来校する例もあります。児童養護施設の行事では、納涼祭やクリスマス会、こども祭りなどに教職員が参加する例があります。

##### (教職員の転入当初における施設訪問)

学校では、新たに転入してきた教職員が、年度当初に児童養護施設を訪問して、施設の概要について説明を受けているケースも多く見られます。

## 相互訪問や行事参加の実践 【具体的な実践例】

- ＜事例1＞教職員が家庭訪問の実施時期に施設を訪問したり、学校が実施する個別面談に施設職員が出席するなどして、子どもの様子について話し合いを行っている。
- ＜事例2＞校長や教員が、納涼祭やクリスマス会、こども祭りなど、児童養護施設の行事に参加し、子どもの活動の様子を参観したり、共に活動したりしている。
- ＜事例3＞児童養護施設職員が、授業参観、運動会、作品展などの学校行事に出席し、子どもの学校生活の様子や学習の成果等を参観している。
- ＜事例4＞児童養護施設職員も保護者会に出席し、他の保護者と交流を深めたり、情報交換をし合ったりしている。

モジュール11

### （相互訪問や行事参加の実践）

学校と児童養護施設は、お互いの指導方針について十分理解し合い、児童への支援がより効果的に行われるよう協力して対応していく必要があります。そのためには、さまざまな機会を捉え、相互の交流を進め、職員同士の共通認識を図り、信頼関係を築いていくことが重要です。教員・職員の相互訪問や行事への参加も、このような観点から積極的に推進していくことが求められます。

上の事例1～4は、実際の学校・施設における相互訪問や行事参加の実践例です。特に、行事参加の取組については、子どもへの共通理解を深めるだけでなく、周囲の保護者等を上手に巻き込むことで、家庭・地域への啓発の機会としても活用できることがわかります。

## 《事例；相互の連携》

### 研修における連携・協力

#### ○ 児童虐待等に対する学校の教職員等の理解を深める研修

- \* 施設に勤務する臨床心理士に研修講師を依頼して研修会を開催
- \* 校区内に児童養護施設を有する学校の教職員、施設の職員等が合同で参加する研修会を開催
- \* 教員の年次研修の一環として、児童養護施設で3日間の体験研修を実施

モジュール11

#### (事例；研修の実施)

次に、相互の連携による研修の取組事例について見てみましょう。  
虐待を受けた子どもへの対応には、虐待という現象やその影響についての理解と知識がどうしても必要になります。

##### (施設に勤務する臨床心理士への研修講師依頼)

そこで、学校によっては、児童養護施設の臨床心理士を講師にするなどして、学期に一回ほどの頻度で校内研修会を実施している場合があります。

##### (教職員、施設職員等が合同で参加する研修会の開催)

また、校区内に児童養護施設を有する学校の教職員と児童養護施設の職員、関係市町村教育委員会の児童虐待対応担当者等を対象として、児童虐待を受けた子どもへの効果的なケアの在り方や学校や児童養護施設との連携の在り方などについて、教育委員会が研修会を実施している例もあります。

##### (児童養護施設における体験研修)

さらに、児童養護施設を教員の年次研修の受け入れ施設の一つとして、3日間ほどの体験活動等を実施している場合もあります。

このように、児童養護施設との連携の工夫により、被虐待児へのケアの在り方などに対する理解を深めるためのより一層効果的な研修が可能となります。

## その他の連携の試み

＜事例1＞児童養護施設の職員もPTAの役員等になったり、PTAの諸行事に参加したりして、他の保護者や地域の人々との交流を深めている。

＜事例2＞6月と10月の年2回、校長及び施設長、民生委員、区長、警察等との連絡会議を開催している。

＜事例3＞子どもの学力を向上させるために、教員による学習会を実施したり、児童養護施設職員に学習指導の協力を得たりしている。

＜事例4＞子どもが他の子どもと共に学習に取り組めないような場合、又は、他の子どもに迷惑をかける行動が続くなどした場合に、施設職員に子どもの様子の参観や個別指導を依頼する。

モジュール11

### （事例；その他の連携の試み）

その他の連携事例としては、児童養護施設職員も他の保護者とともに、児童の保護者として、PTA活動に参加している例があります。PTAの役員になるなど積極的に活動している場合もあります。PTA活動に参加することにより、他の保護者と交流を図ったり、地域とのつながりを作っていく面からも、大きな効果があるようです。

また、校長、施設長、民生委員、区長、警察等との連絡会議を開催している例もあります。

虐待を受けた子どもには、学力の低下が見られる場合も少なくなく、学力を高めることによって自信を持たせることが必要な場合もあります。このような場合、学校と児童養護施設の職員が協力し合って、子どもの学力向上のための取組を行っている場合があります。

学級の中でどうしても指導が困難になった場合に、施設職員に授業参観や個別指導を依頼している事例もあります。

学校と児童養護施設が、それぞれの実態にあった特色ある連携の在り方を工夫していくことが重要です。

## 連携を進める上での課題

### ○ 情報の共有をめぐる課題

- 個人情報保護を理由に、情報共有がなされない。
- 施設入所時点で、児童相談所等からも十分な情報提供がなされていない（なぜ入所し、転校してきたのかわからない）。
- 施設側が、子どもの背景を詳しく知ってもらいたいと思う時は情報提供するが、施設の子を特別扱いしてほしくないと感じる時は十分な情報をくれない。

### ○ 学校側における校種間連携の不足

- 小・中学校のそれぞれと児童養護施設との間の連携は図られているが、小学校・中学校間の連携が図られていない。

### ○ 勤務形態の違い等による連絡の難しさ

- 施設職員の勤務ローテーションの関係等で、学校と施設との間で連絡事項が引き継げないことがある。

モジュール11

#### （連携を進める上での課題）

学校と児童養護施設の連携に関しては、課題も多くあります。

#### （情報の共有をめぐる課題）

その一つが、個人情報の共有に関することです。お互いに詳しく聞きたいことがあっても、個人情報の保護を理由として話してもらえない場合があります。

もともと、施設への入所措置に当たり、措置の決定に関わった児童相談所等が、どの程度まで個人情報を施設に伝えるかということは、個々の児童相談所等によって判断が微妙に異なります。

さらに、施設側からすれば、子どもについて背景を詳しく知ってもらいたいと感じる時があれば、一般家庭から通学する子どもたちと違う扱いはしてほしくないと感じる時もあり、情報の共有はケースバイケースになることが多いのです。

#### （学校側における校種間連携の不足）

また、小学校と中学校それぞれの児童養護施設との連携は図れているが、校種間の連携が図れていないとの指摘もあります。児童養護施設を中心として、関係する学校が連携するための会議等を設定するなどの手立てが求められています。

#### （勤務形態等の違いによる連絡の難しさ）

施設職員の勤務ローテーションの関係等で連絡事項が引き継げないことがあるとの指摘もあります。学校の担任が替わる場合なども同様のことがあります。

個々の子どもの状況や抱えている問題が複雑化してきている現在、これまで以上に学校と児童養護施設が連携を強化しなければならないと言えます。

## より一層の連携推進のために

～ 個人レベルの連携から組織レベルの連携へ～

- 教職員は、施設職員を「呼び出しを拒まない保護者」扱いしない
- 研修講師の相互派遣、心理職どうしの情報交換等で連携を拡大
- 教育委員会は、校区内に施設のある学校に対し適切な支援
- 組織どうしであることをメリットに

モジュール11

### (組織レベルの連携を目指して)

学校と児童養護施設との連携は、すでに述べたとおり、まだまだシステムによるものではなく、個々の教員・職員の努力によるレベルにあります。

### (施設職員は「呼び出しを拒まない保護者」ではない)

ともすれば、学校側は施設職員を「呼び出しても絶対に拒まない保護者」のような位置づけで考えてしまいがちです。しかし、そうではありません。施設には学校と異なる専門性があり、施設職員はそのプロなのです。

### (研修講師の相互派遣、心理職どうしの情報交換等)

相互的な理解は、相互に研修の講師をするなどの試みによって図られていくことも期待できます。また、児童養護施設への心理治療担当職員の配置も進められてきており、学校のスクールカウンセラーとの情報交換などは、これまでとは異なる連携の糸口になるかもしれません。

### (教育委員会による適切な支援)

教育委員会においても、経験豊かな教職員の配置をはじめ、校区内に児童養護施設を有している学校へ、適切な支援を行っていく必要があります。

### (組織どうしであることのメリット)

児童養護施設との連携のあり方についてさまざまな学校に出向くと、優れて日常的な連携を達成している学校ほど、共通して指摘することがあります。それは、「施設から通学する子どもは確かに大変な子が多い。しかし、後ろに施設がいるから連携はしやすい。本当に大変なのは、一般の家庭から通学してきていて、その家庭からまったく協力が得られないケースだ」という指摘です。ここには、子どもの実態が大変なものであったとしても、組織どうしであることをメリットにしていく考え方が示されていると言っていいでしょう。

## 里親という制度

### 里親制度

(児童福祉法第6条の3、第27条第1項第3号、第34条の14～第34条の16ほか)

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童（要保護児童）を養育することを希望する者（里親）が、都道府県知事の認定（及び登録）、委託を受けて、自らの家庭でその養育を行う制度

#### ○養子縁組を前提としない里親（養育里親）

－ 養育里親； 認定を受け、養育里親名簿に登録された後、委託を受けて要保護児童を養育

※ 一定の研修の修了が認定・登録要件

－ 専門里親； 養育里親のうち、特に虐待等により心身に有害な影響を受けた児童を専門に養育する者として認定・登録

※ 養育又は児童福祉に関する一定の経験、専門の研修の修了等が認定・登録要件

#### ○養子縁組を前提とした里親（養子縁組里親）

#### ○三親等以内の親族が、両親等に代わって養育する里親（親族里親）

☆ 学校では、里親に委託された子どもについても、虐待による影響を受けている場合が少なくないこと等に配慮し、適切に指導・支援

モジュール11

### （里親という制度）

最後になりましたが、家庭から分離された子どものもう1つの受け皿である、里親等について見てみましょう。

里親制度とは、児童福祉法に基づき、里親認定を受けた家庭が子どもを預かって養育する制度です。保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童（要保護児童）を養育することを希望する者で、一定の要件の下に都道府県知事（又は政令指定都市の市長）の認定を受けたものが里親となります。

里親制度については、平成20年の児童福祉法改正（平成21年4月1日施行）により、養子縁組を前提としない養育里親と、養子縁組里親、親族里親とが法律上も区別されるとともに、養育里親の認定には、一定の研修の修了を要件とする等の見直し・充実が図られることとなりました。（ここでは改正後の里親制度をベースに説明します。）

#### （養育里親）

養子縁組を前提としない養育里親は、都道府県知事の審査を経て認定を受けると、養育里親名簿へ登録されます。都道府県は、この名簿をもとに、里親、児童・児童の保護者の意向を踏まえながら、ふさわしいと思われる里親と児童の組み合わせを提案し、関係当事者の合意を経て、児童の里親への委託が決定されます。

また、養育里親のうち、特に里親としての養育経験や児童福祉分野の経験があり、かつ専門的な研修を修了した者は「専門里親」として認定・登録され、虐待等により心身に有害な影響を受けた児童を専門に預かることとなります。

#### （養子縁組里親）

養子縁組里親は、将来的な養子縁組を目的として身寄りのない児童の委託を受け、養育を行います。特に、児童の福祉を目的に家庭裁判所の審判により行われる特別養子縁組の場合、審判決定の前に6か月以上の試験養育期間を設ける必要があるため、その間の養育を里親制度による委託によることとするケースが見られます。

#### （親族里親）

親族里親は、死亡、行方不明などにより両親が子どもを養育できない場合に、三親等以内の親族が代わって養育するものです。

#### （学校における対応）

里親に委託された子どもについても、児童養護施設の入所児童と同様、虐待の影響により、さまざまなハンディを負っている場合等が少なくありません。学校がこれらの子どもに対する際にも、こうしたことを踏まえた適切な配慮が必要となるでしょう。

## 家庭的環境による養育の充実

### ○ 社会的養護のトレンドは「地域的・家庭的な養育」へ

背景； 社会的養護を必要とする子どもの数の増加  
虐待等子どもの抱える背景の多様化

→ 社会的養護の受け皿として、家庭での生活を通して愛着形成を図ることができる家庭的養護の拡充に向けた要請が強まる

#### 平成20年の児童福祉法改正（平成21年4月1日施行）

##### \* 里親制度の充実

～ 養育里親の認定・登録に関し一定の研修を要件付け

※ 最初から完璧な人を里親に認定する発想から脱け出し、希望者に対してはまず研修を行い、段階的に里親を創り出す取組を促進（里親手当も、同時に引き上げ）

##### \* 小規模家庭型児童養育事業（ファミリーホーム）の制度化

～ 小規模グループ形態の住居で、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質を担保しながら、一定人数の子どものより適切に養育する事業の制度を創設

##### 小規模家庭型児童養育事業

（児童福祉法第6条の2第8項【新設】）

保護者のない者又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童等の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業

モジュール11

#### （社会的養護のトレンドは「地域的・家庭的な養育」へ）

都道府県知事が虐待を受けた子どもの入所措置を決定するとき、その主な受入れ先は乳児院、児童養護施設といった施設になりますが、こうした施設についても、最近では、できる限り地域的・家庭的な環境に近い雰囲気を取り入れていこうとする方針がとられるようになってきています。

特に、虐待を受けた子どもにとっては、個別的な人間関係の中で愛されて安心や信頼の感情をもつことが、その後の成長に何よりも重要となります。児童養護施設についても、大規模な集合住宅的なものではなく、小舎制と呼ばれる一戸建ての集合体に近い形態に移行したり、小規模グループケア、グループホーム、地域小規模児童養護施設といった、地域の一軒として運営するタイプも増えています。

同時に、里親という形の一般家庭での養育を拡大する道や、家庭的環境の下での養育を行うための施設入所以外の方策も、改めて模索されるようになっていきます。

#### （平成20年の児童福祉法改正）

このような中、平成20年の児童福祉法改正（平成21年4月1日施行）においては、里親制度の拡充や小規模家庭型児童養育事業（ファミリーホーム）の制度化などが図られました。

#### （里親制度の充実）

この中で、里親制度については、養育里親の認定・登録に関し一定の研修を要件付ける等の改正がなされました。最も家庭的な養護の受け皿として里親の役割に対する期待は高まっていますが、実際には、現在、里親への委託は増加していない状況にあります。このため里親認定についても、最初から完璧な人を認定する発想から抜け出し、希望者に対してはまず研修を行い、段階的に里親を創り出す取組を促進することとしています。（この法改正と併せて里親手当の額についても、増額されることとされています。）

#### （小規模家庭型移動養育事業の制度化）

さらに、今回の法改正では、施設、里親と並ぶ子どもの養護の受入れ先として、小規模家庭型児童養育事業者（ファミリーホーム）が位置付けられました。これまでも幾つかの自治体では、里親が5～6人の子どもを受託して行ういわゆる「里親ファミリーホーム」の運営がなされてきたが、こうしたケースについて、里親だけでは養育や家事等の手が十分ではないとの指摘もなされていた。新しいファミリーホームは、社会福祉事業の1つとして位置付けられることにより、里親に加えて家事等の援助を行う人員を確保するなど、適切な支援の質を担保しながら、一定人数の子どものより適切に養育することができるようにしたものです。